

写

技第 455 号
令和 2年 3月 2日

隠岐支庁各関係局長
農林水産部各関係課長
農林水産部各地方機関の長
土木部各関係課長
土木部各地方機関の長

様

土木部土木総務課長
土木部技術管理課長

県発注工事等における新型コロナウイルスへの当面の対応について（通知）

全国的に感染が拡大している新型コロナウイルス感染症について、県発注の工事及び業務委託（以下、「工事等」）における当面の対応を下記の通り定めましたので、職員に周知してください。

記

1. 受注者の感染症対策の徹底

発注者は受注者に対して、以下の感染症対策等を徹底するように依頼する。

- 厚生労働省が発表する情報の収集及び作業従事者等への周知
- 感染予防策（厚労省のチラシ掲示、手洗い、咳エチケットの励行等）を実施
- 作業従事者等の健康管理に留意（始業時の健康状態報告等）
- 現場見学会等の中止（総合評価のペナルティ対象としない）

2. 新型コロナウイルスへの対応

(1) 作業従事者等に新型コロナウイルスの感染もしくは濃厚接触者がいることが判明した場合

- ① 受注者は速やかに発注者（監督職員）に感染の発生を報告する。
- ② 発注者は当該作業従事者及び濃厚接触者と考えられる者に自宅待機を依頼する。受注者は、保健所等の指導に従って適切に対応する。
- ③ 工事等の一時中止期間を受発注者協議により定め、発注者はその期間について工事等の一時中止を指示し、あわせて工期延期、請負代金の変更を行うなど適切に対応する。
- ④ 工事等再開に当たり必要な措置（消毒等）については、保健所等の指導に従う。

(2) 監督職員に新型コロナウイルスの感染もしくは濃厚接触者がいることが判明した場合

- ① 発注者は速やかに感染の発生を受注者に報告する。また、必要に応じて監督員を変更する。
- ② 発注者は監督職員と濃厚接触したと考えられる者に自宅待機を依頼する。受注者は、保健所等の指導に従って適切に対応する。
- ③ 工事等の一時中止期間を受発注者協議により定め、発注者はその期間について工事等の一時中止を指示し、あわせて工期延期、請負代金の変更を行うなど適切に対応する。
- ④ 工事等再開に当たり必要な措置（消毒等）については、保健所等の指導に従う。

(3) 新型コロナウイルスの感染の影響により資材調達ができなくなった場合

- ① 受注者は速やかに発注者（監督職員）に調達困難な資材の状況を報告する。
- ② 発注者は工期内の完了が困難と判断できる場合は、必要な期間の工期延期を行う。
- ③ 現場作業の継続が難しい場合（資材調達のめどが立たない等）は、工事等の一時中止期間を受発注者協議により定め、発注者はその期間について工事等の一時中止を指示し、あわせて工期延期、請負代金の変更を行うなど適切に対応する。

3. その他

- 工事の一時中止手続きや増加費用の算定方法等については「工事一時中止に係るガイドライン（案）平成28年10月」、「工事一時中止に係るガイドライン（農業農村整備事業）（案）平成31年3月」による。
- 発注者は、工事の一時中止に伴い受注者から部分払いの請求があった場合には、適切に対応する。
- 新型コロナウイルスの影響により事故繰越の可能性がある場合には、ただちに事業課担当に報告し、対応を協議する。
- 本通知は当面の対応であり、県内で感染者が確認された場合には、対応を変更することもあり得る。

4. 問い合わせ先

土木部土木総務課 建設産業対策室 右田
無線：8-300-2-5320 e-mail：migita-ryuji@pref.shimane.lg.jp
土木部技術管理課 土木設計基準グループ 田中
無線：8-300-2-5924 e-mail：tanaka-seiji@pref.shimane.lg.jp

国土建第482号

令和2年2月28日

建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

新型コロナウイルス感染症対策による学校の臨時休業等に伴う
建設業法上の取扱いの明確化について

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、感染の流行を早期に終息させるための極めて重要な時期にあり、令和2年2月27日の新型コロナウイルス感染対策本部において、内閣総理大臣より、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、令和2年3月2日から臨時休業を行うよう要請する旨の発言があったところです。

このことを踏まえ、建設業法上の取扱いについて明確化しましたのでお知らせします。

なお、学校の臨時休業などの感染拡大防止措置に伴って技術者等が確保できないといった事情により、現場の施工を継続することが困難と認められる場合においては、必要に応じ、「施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について」(令和2年2月25日付け国土入企第52号)の趣旨を踏まえ、工期の見直しや一時中止の措置を適切に講じるよう、公共工事発注担当部局の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせいたします。

貴職におかれましては、貴団体参加の建設業者に対して周知していただくようお願い致します。

記

・主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について

監理技術者等の「専任」については、「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について(平成30年12月3日付け国土建第309号)」により、その取扱い等を明確化したところであるが、新型コロナウイルス感染症対策のため、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、令和2年3月2日から臨時休業を行うよう要請されたことを受け、臨時休業に伴う育児のため、監理技術者等が短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保する(例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲内において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制を確保する等)とともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。

・監理技術者等の途中交代について

監理技術者制度運用マニュアルにおいて、監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事に

おける入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、これが認められる場合としては、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等の真にやむを得ない場合等とされているが、新型コロナウイルス感染症対策のため、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、令和2年3月2日から臨時休業を行うよう要請されたことを受け、臨時休業に伴う育児のため、監理技術者等が職務を継続できない場合や工期及び工事内容に大幅な変更が発生した場合等も真にやむを得ない場合に含むものとする。

・恒常的な雇用関係の取扱いについて

監理技術者制度運用マニュアルにおいて、国、地方公共団体等が発注する建設工事で発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要とされているが、新型コロナウイルス感染症対策のため、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、令和2年3月2日から臨時休業を行うよう要請されたことを受け、臨時休業に伴う育児のため、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3ヶ月未満の雇用関係であっても差し支えないこととする。

以上